

平成23年5月30日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 労働保険の年度更新が始まります

労働保険の年度更新の時期が近づいて参りました。今年は労災保険・雇用保険ともに保険料率の変更もなく特段の注意点は少ないものの、労働保険料申告書の作成は年に1度の業務ですので、以下の注意点を確認しておきたいものです。

### 1. 労働保険料申告書の提出・納付時期

平成23年6月1日～平成23年7月11日

※労働保険料申告書は5月末頃、会社へ郵送されます。

### 2. 保険料率について

労災保険料率は概ね3年毎に災害率や給付の状況等を考慮し、雇用保険料率は現下の雇用失業情勢や雇用保険の財政状況を勘案し毎年決定されます。

本年度は保険料率が据え置きとなりましたので、原則として確定保険料率と概算保険料率が同じとなります。

事業の種類	雇用保険料率 (H22.4～)		
	会社+従業員	従業員負担	会社負担
一般の事業	15.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000
農林水産 清酒製造業	17.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000
建設業	18.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000

### 3. 雇用保険の適用範囲が拡大されました

平成22年4月より、短時間就労・期間雇用の方における雇用保険の適用範囲が拡大されました。この改正により雇用保険に加入義務が生じた方について、取得手続が必要となります。

旧	新
6ヶ月以上の雇用見込がある	31日以上 <sup>※</sup> の雇用見込がある

#### ※「31日以上<sup>※</sup>の雇用見込があること」とは

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。以下の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として31日以上雇用が見込まれる者として雇用保険への加入義務が発生します。

- 雇用契約に「更新する場合がある」旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
- 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された従業員が31日以上雇用された実績があるとき